



資料1-1

第202400044484号
令和6年5月20日

鳥取県内水面漁場管理委員会
会長 安藤 重敏 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

遊漁規則の変更認可申請について（諮問）

令和5年9月1日付けで認可した天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則について、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、令和6年3月25日付けで天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男氏より変更認可申請がありましたので、同条第4項の規定により諮問します。

担当
農林水産部水産振興局
漁業調整課
漁業調整担当 本田
電 話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131



遊漁規則変更認可申請書

令和6年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12

天神川漁業協同組合

代表理事組合長 西田二三男



漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第7項によって公示された内共第2号に係る第5種共同漁業権について、別添のように天神川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

記

1. 添付書類

変更内容(変更理由・新旧対照表)

総会議事録謄本

遊漁規則(全文)

遊漁規則変更内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のとおり改める。

【変更理由】

(漁具・漁法等の制限) 第3条

・友釣りと鮎ルアーでは釣り範囲が違うため、仕掛けが絡まったり、静かに釣っているとルアーが投げ込まれ河川内の鮎が落ち着かず、おとり鮎で釣れなくなる。釣り方によるトラブルを未然に防ぐため制限を設ける。

(フライ・ルアー専用区の設置) 第4条

(さお釣り専用区の設置) 第5条

・フライルアー及びさお釣り専用区の工作物の位置を明確に表記する。

(禁止区域等) 第7条

・鮎の放流や産卵場造成等に取り組んでいるが、気候や河川環境の変動により生息状況が変化し産卵時期も不安定である。鮎資源を維持・増大させるため産卵期に禁漁区を設定する。

第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新 (改正後)	旧 (改正前)																				
(漁具・漁法等の制限) 第3条 遊漁の方法は、さお釣り(あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ)・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶴川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む。)・いわな・あまご(さつきますを含む。)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。 (フライ・ルアー専用区の設定) 第4条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域</td><td>3月1日から 9月30日まで</td></tr> </tbody> </table> (さお釣り専用区の設定) 第5条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域</td><td>6月1日から 8月15日まで</td></tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで	区域	期間	(略)		天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで	(漁具・漁法等の制限) 第3条 遊漁の方法は、さお釣り・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶴川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む。)・いわな・あまご(さつきますを含む。)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。 (フライ・ルアー専用区の設定) 第4条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域</td><td>3月1日から 9月30日まで</td></tr> </tbody> </table> (さお釣り専用区の設定) 第5条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域</td><td>6月1日から 8月15日まで</td></tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで	区域	期間	(略)		天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで
区域	期間																				
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで																				
区域	期間																				
(略)																					
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで																				
区域	期間																				
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで																				
区域	期間																				
(略)																					
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで																				

(禁止区域等) 第7条 第2項に下記を加える。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
第3条第1項の 全漁具・漁法	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤 から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内 の三明寺橋より下流の区域	11月1日から 翌年1月31日まで

附則 この改正は認可のあった日から施行する。ただし、第3条第1項については令和7年
1月1日から効力を有する。

天神川漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・やまめ（さくらますを含む。）いわな・あまご（さつきますを含む。）・にじます及びこいをいう。以下に同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下については、この限りでない。

2 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 遊漁料（第9条第1項から第3項までに定めるもの）は、第9条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法等の制限)

第3条 遊漁の方法は、さお釣り（あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ）・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鵜川に限る。

ただし、やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鵜川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

(フライ・ルアー専用区の設定)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域に右欄に掲げる期間中、フライ・ルアー専用区を設ける。フライ・ルアー専用区においては、フライ・ルアー以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

区域	期間
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から9月30日まで

(さお釣り専用区の設定)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域に、右欄に掲げる期間中、さお釣り専用区を設ける。さお釣り専用区においては、さお釣り以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで
三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域	
天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	

(2) 令和6年1月1日以降

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から 8月15日まで
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が定めて公表する期間
やまめ・いわな・あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合のウェブサイトに掲示するものとする。

(禁止区域等)

第7条 前条の規定による期間内であっても、次の表の区域内においては、遊漁をしてはならない。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域
倉吉市上余戸の郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端から下流20メートルの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

2 次の表のア欄に掲げる漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は行ってはならない。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
投網	三徳川（その支流を含む。）のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	1月1日から 12月31日まで
	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	
	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
	余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
第3条第1項の全漁具・漁法	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内の三明寺橋より下流の区域	11月1日から 翌年1月31日まで

（全長の制限）

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご （さつきますを含む。）・にじます及びこい	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ(さくらますを含む。)・いわな・あまご(さつきますを含む。)・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	8,000円
		1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。)・いわな・あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	5,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

(2) 令和6年1月1日以降

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	9,000円
		1日限り	3,000円
やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	6,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網（さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。）	年間	13,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下（さお釣り・手釣及びたも網に限る。）	免除
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り 10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り・手釣及びたも網に限る。）	年間 3,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域において、さお釣りをを行う場合の遊漁料は、右欄に定めるとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口から その下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,000円

(2) 令和6年1月1日以降

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口から その下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,500円

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第10条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第1.0条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁証は、再発行しないものとする。但し、組合長が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した顔写真付き身分証明書を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 発行者 天神川漁業協同組合

(違反者に対する措置)

- 第13条 組合は、遊漁者が第2条第1項又は第2項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第9条第1項から第3項までに定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。
- 2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

遊漁規則の変更認可申請について

令和 5 年 9 月 1 日に認可した天神川漁業協同組合内共第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則について、このたび、漁業法（以下「法」という。）第 170 条第 3 項の規定に基づき、変更認可申請があったため、申請のとおり認可して良いか法第 170 条第 4 項の規定に基づき、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くもの。

1 申請者 天神川漁業協同組合（内共第 2 号の漁業権者）

2 変更の概要及び理由

【変更 1】漁具・漁法等の制限（第 3 条関係）

あゆを対象とするルアー及びリール付き竿の使用禁止
（理由）

友釣りとはルアーでは釣り範囲が違いため、仕掛けが絡まったり、静かに釣っているとこにルアーが投げ込まれることで河川内のあゆが落ち着かず、おとり鮎で釣れなくなるため、釣り方によるトラブルを未然に防ぐため制限を設ける。

【変更 2】フライ・ルアー専用区、さお釣り専用区に係る工作物の位置の明確化（第 4 条及び第 5 条関係）

小鴨川におけるフライ・ルアー専用区の範囲を示す「讃岐井手頭首工」を「今西橋下流の讃岐井手頭首工」に、「第 2 頭首工」を「堀橋上流の第 2 頭首工」に、さお釣り専用区の範囲を示す「三朝町牧地内の湯谷用水」（通称）を「三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰」（正式名称）に修正

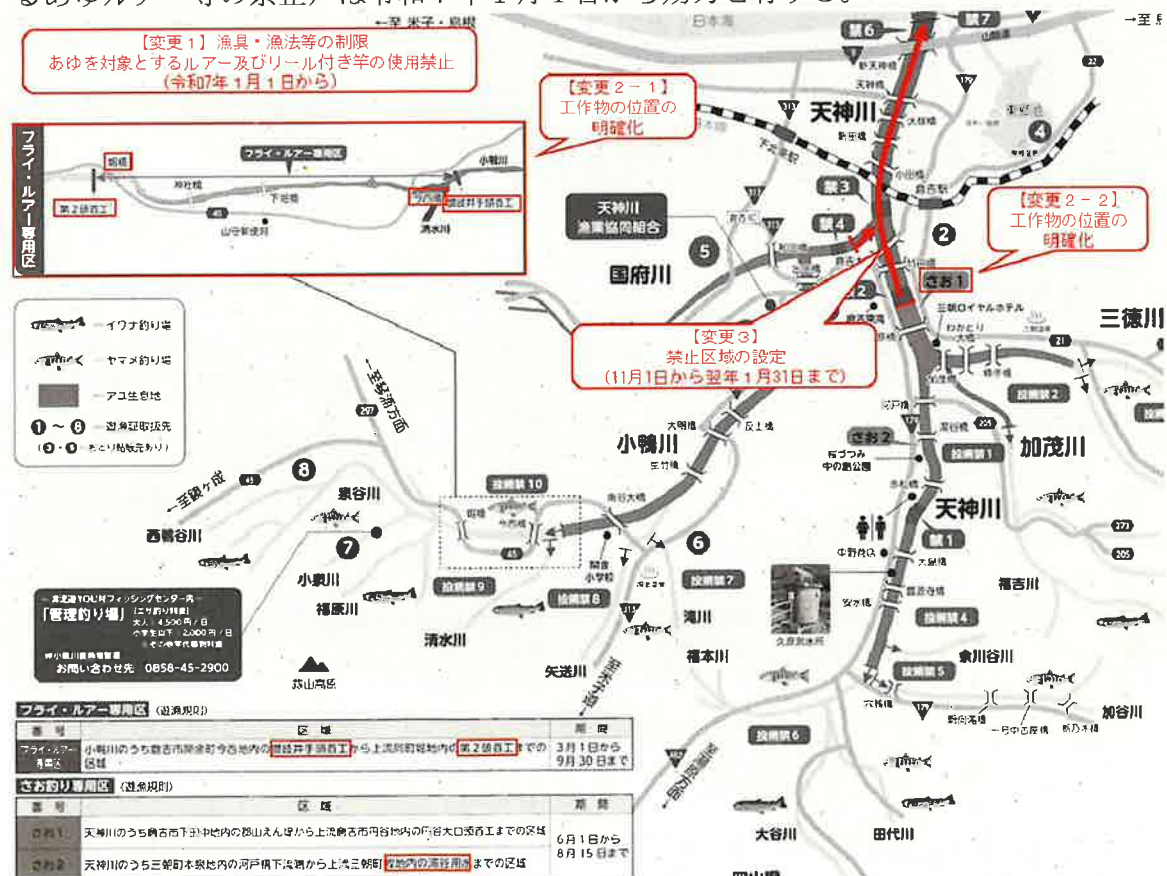
【変更 3】禁止区域の設定（第 7 条関係）

倉吉市下田中地内の郡山えん堤から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内の三朝寺橋より下流の区域について、11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間、すべての漁具漁法による採捕を禁止

（理由）

あゆの放流や産卵場造成等に取り組んでいるが、気候や河川環境の変動により生息状況が変化し産卵時期も不安定であることから、あゆ資源を維持・増大させるために産卵期に禁漁区を設定する。

※ この改正は認可のあった日から施行する。ただし、第 3 条（漁具・漁法等の制限によるあゆるルアー等の禁止）は令和 7 年 1 月 1 日から効力を有する。



（参考）遊漁規則について

第五種共同漁業権の免許を受けた各内水面漁業協同組合が組合員以外の者（遊漁者）の採捕行為を規制するための規則を定めるもの。

3 法定要件（漁業法抜粋）

(遊漁規則)		
第170条	内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。	
2 略		
3	遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。	
4	第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。	
5	都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。	
一	遊漁を不当に制限するものでないこと。	
二	遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	
6 略		
7	都道府県知事は、第1項又は第3項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。	
8	遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。	

4 変更認可申請に係る審査概要

審査基準に照らし、適切であることを確認。

審査基準	審査	適否
1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第170条第2項及び法施行規則第57条に規定する、遊漁規則に定めるべき事項が規定されていること。 （遊漁規則等に定めるべき事項） ① 遊漁についての制限の範囲 ② 遊漁料の額及びその納付の方法 ③ 遊漁承認証に関する事項 ④ 遊漁に際し守るべき事項 ⑤ 漁場監視員に関する事項 ⑥ 違反者に対する措置に関する事項	すべて記載	適
2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する決議又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。 ⇒出席者の議決権の過半数以上 （200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる）	総会議事録により確認 正組合員 48 名 出席 40 名 賛成 36/39=92%	適
3 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。なお、各号に該当するかどうかの判断は、令和4年7月26日付4水管第1167号水産庁長官通知「遊漁規則の作成及び認可について」の第5の3（1）及び（2）による。		適
（法第170条第5項各号）	①遊漁を不当に制限するものでないこと （参考） 「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解される。 ②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること	漁協の組合員を規制する行使規則についても、このたびの遊漁規則の変更と同じ内容の変更認可申請書が提出されている。 （変更後も、両規則の間に差はない） 遊漁料の変更なし
4 鳥取県漁業調整規則等の法令に違反した内容が規定されていないこと。	鳥取県漁業調整規則等に照らし、違反した内容の記載がないことを確認	適

【根拠法令】

■漁業法 抜粋
(遊漁規則)

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 略

7 都道府県知事は、第1項又は第3項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

■水産業協同組合法 抜粋
(総会の決議事項)

第48条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一～八 略

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十～十三 略

2～5 略

■令和4年7月26日付4水管第1167号水産庁長官通知「遊漁規則の作成及び認可について」
抜粋

遊漁規則の認可に関しては、審査基準の中には、上記2の申請書及び添付書類も盛り込むこととされたい。審査に当たっては、法第170条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決定されたい。

(1)「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解される。したがって、

① 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではない。

② 水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具・漁法の使用を禁ずることは不当ではない。

③ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当である。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当である。

④ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当である。

(2)「遊漁料の額が妥当かどうか」について

① 遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、卵、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等の間接費及び遊漁承認証の発行等の費用など遊漁者の便宜のために直接必要とする費用等も含む。この場合、組合等が経済事業等他の事業を行うときのこれらの事業と共通費用の配分については、増殖管理事業に従事する職員の員数、その従事する程度、事務の内容等から具体的に判断して配分を決定されたい。

なお、補償要求のための会議費等は、増殖及び漁場管理に関連のない経費であることに留意されたい。

② 遊漁料の額の妥当性については、①により、増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の配分が実質的に公平か等によって判断されるものである。組合員の負担額と遊漁料との間の公平性については、それぞれの漁場の利用度、すなわち、人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案して判断することとされたい。

③ 遊漁料の妥当性については、可能な限り、過去数年の関連資料を勘案したうえで、判断することとされたい。

④ 遊漁料は、必ず漁業権ごと、かつ、魚種、漁具・漁法ごとに決定されたい。ただし、特に、一県又は数県に共通の遊漁料を定める必要がある場合には、関係する漁業権を一括して算定することとされたい。

⑤ 一日の遊漁料と年間の遊漁料は、従来の慣例等から許容される合理的な範囲で、差を設けても差し支えない。